

4月から徴収される保険料等の料率が変わります

2026年4月から、給与等より徴収される保険料の「健康保険料率」が改定されます。
 また、4月から「子ども・子育て支援金率」が新たに設定され、5月から「子ども・子育て支援金」が給与等より徴収されます。(賞与からも徴収されます) ※任継の方は別途ご案内

2026年4月から開始される「子ども・子育て支援金制度」により、子ども・子育て支援納付金を国へ納めることとなりました。この納付金は子ども・子育て支援金率から、子ども・子育て支援金として算出され、健康保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

健康保険料率は引き下げ、介護保険料率は据え置きとなりますが、子ども・子育て支援金率が増えたことにより、保険料率等合計では前年度より0.03%のアップとなります。

- **健康保険料 (健康保険料率 0.2%引き下げ：9.0%→8.8% ※4月から適用)**
 健康保険料の料率は、被保険者(本人)負担分を現行の4.5%から0.1%引き下げて4.4%とし、同率を事業主(会社)が負担します。全体としては、現行から0.2%引き下げて8.8%に改定されます。
- **介護保険料 (介護保険料率 現行据え置き：2.0% ※4月から適用)**
 介護保険料の料率は、被保険者(本人)負担分を現行と同率の1.0%とし、同率を事業主(会社)が負担します。全体としては、現行据え置きの2.0%で変更ありません。
- **子ども・子育て支援金 (子ども・子育て支援金率 新設：0.23% ※5月から適用)**
 2026年4月から新設される子ども・子育て支援金の料率は、被保険者(本人)負担分を0.115%とし、同率を事業主(会社)が負担します。子ども・子育て支援金率は、国が一律で示すこととしており、初年度は0.23%に設定されました。

組合員の皆様の健康な生活に向けて、健康保険組合職員一同、保健事業を一層充実させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆2026年度 保険料率等

		現行	変更後			
【健康保険料率】	現行	9.0%	改定	8.8%		
	事業主負担	4.5%	被保険者負担	4.4%		
	被保険者負担	4.5%	被保険者負担	4.4%		
		(0.2%引き下げ)				
【介護保険料率】	現行	2.0%	変更なし	2.0%		
	事業主負担	1.0%	被保険者負担	1.0%		
	被保険者負担	1.0%	被保険者負担	1.0%		
		(前年度同率)				
【子ども・子育て支援金率】	新設	0.23%				
	事業主負担	0.115%	被保険者負担	0.115%		
	被保険者負担	0.115%	被保険者負担	0.115%		
		※2026年4月開始のため5月給与から徴収開始				
		健康保険料率	事業主負担	4.5%	4.4%	
		※4月から適用	従業員負担	4.5%	4.4%	
		小計	9.0%	8.8%	↓0.2%引き下げ	
		介護保険料率	事業主負担	1.0%	1.0%	
		※4月から適用	従業員負担	1.0%	1.0%	
		小計	2.0%	2.0%	前年度同率	
		子ども・子育て支援金率	事業主負担	—	0.115%	
		※5月から適用	従業員負担	—	0.115%	
		小計	—	0.230%	↑新設0.23%	
		合計	事業主負担	5.5%	5.515%	
			従業員負担	5.5%	5.515%	
				11.0%	11.03%	↑0.03%引き上げ

令和8年度より開始します

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（従業員は5月給与、任継は4月）より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料

+

介護保険料
(※40歳以上)

+

子ども・子育て
支援金

追加

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます



POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※()は支援金率

R 8年度... 約6,000億円 (0.23%)

R 9年度... 約8,000億円

R 10年度... 約1兆円 (約0.4%)

R 11年度以降は約1兆円の範囲内で推移

最大値

一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)



例) 標準報酬月額が44万の場合〈令和8年度〉

44万円 × 0.23% = 1,012円/月
の場合

事業主負担 506円 : 被保険者負担 506円

会社と折半

但し、任意継続の方は全額被保険者負担となります

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。